

令和8(2026)年度介護保険施設等に対する運営指導の実施方針

1 目的

介護保険施設等の支援を基本として、介護保険施設等が行う居宅サービス、施設サービス及び介護予防サービスの質的向上並びに介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的として運営指導を実施する。

2 実施方式

(1) 運営指導

介護保険施設等に対する運営指導については、栃木県介護保険施設等指導実施要領に基づき、指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上実地を実施することを基本とする。

なお、実施に当たっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

① 実施周期等

ア 指定有効期間内（6年間）に1回以上を基本とする

ただし、運営指導を6年以上実施していない事業所を優先的に実施する

イ 介護保険施設については、概ね3年に1回行う

ウ 新設の介護保険施設は、設置後3年以内に行う

エ ア～ウにかかわらず、苦情や内部告発が寄せられた事業所（ともに監査は要しないと判断される場合に限る。）に対しては、適宜運営指導を行う。

また、指導の結果、継続して指導を行う必要があると認められる事業所に対しては、毎年継続して指導を行う。

(2) 監査

運営指導により、以下に該当する状況を確認した場合は、「栃木県介護保険施設等監査実施要領」に定める監査を実施する。

① 著しい運営基準違反が疑われる場合

② 介護給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合

③ 高齢者虐待又は介護保険法に基づく人格尊重義務違反が疑われる場合

3 確認項目

運営指導は、指導の標準化・効率化及び事業所の負担軽減を図る観点から、国が示した「介護保険施設等運営指導マニュアル」に定める「確認項目及び確認文書」に基づき実施する。

ただし、事業所の人員、設備及び運営に関して疑義が生じる又は不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、これによらずに行うものとする。

また、令和6年度基準省令改正に伴い新設された指定基準のうち、経過措置期間が設けられた事項（協力医療機関との連携強化、介護現場の生産性の向上等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。

4 重点事項

昨年度までの指導結果等を踏まえ、次のとおり確認すべき事項を定める。

(1) 人員の確保

従業者の員数、職務内容、必要な資格、常勤・非常勤体制、専従・兼務体制、勤務実績

(2) 利用者処遇

- ① 利用者の状況等を踏まえたサービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し
- ② 身体的拘束等の適正化に関する取組（研修、委員会の開催、指針の整備）
- ③ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
- ④ 苦情解決体制の充実・徹底

(3) 非常災害対策

- ① 非常災害対策計画（火災・自然災害）の作成・見直し
- ② 避難・救出等の訓練による実効性の確保、地域との連携

(4) 感染症対策

- ① 委員会の開催・従業者への周知
- ② 指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施、担当者の設置

(5) 勤務体制の確保等

- ① 外部研修の活用、内部研修の充実など職員の資質向上への取組
- ② 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための取組

(6) 業務継続計画

- ① 業務継続計画の策定（感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画）
- ② 研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

(7) 高齢者虐待防止

- ① 虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応
- ② 委員会の開催・従業者への周知
- ③ 指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の設置

(8) 栄養ケア・計画（介護保険施設対象）

- ① 入所者全員に対する栄養ケア計画の作成
- ② 栄養状態の記録、ケア計画の定期的な評価、見直し

(9) 口腔衛生管理（介護保険施設対象）

- ① 歯科医師又は歯科衛生士における技術的助言及び指導
- ② 入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価
- ③ 口腔衛生管理体制に係る計画の作成